

令和6年（ワ）第3728号

「明日を生きるための若者気候訴訟」二酸化炭素削減請求事件

原告 ■■■ ■■■ 外14名

被告 株式会社 JERA 外9名

原告ら第7準備書面

2025年9月8日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	原	田	彰	好
同		浅	岡	美	恵
同		小	島	寛	司

1 はじめに

被告らが、被告 J E R A 準備書面（3）、被告ら8社第4準備書面及び被告神戸製鋼準備書面（4）において述べるところは、原告において既に反論してきたところであるが、前回弁論期日以降の2025年5月28日にドイツ・ハム高裁においてドイツの電力事業者 R W E に対する判決（甲 A 2 9、和訳はおって証拠提出予定である）が出され、同年7月23日に国際司法裁判所（以下、I C J と略称する）が気候変動に関する各国の義務についての勧告的意見が示された（甲 A 2 6）ことから、主に後者を中心に、これらの新たな司法判断を含め、被告らの主張に対し、以下のとおり反論する。

なお、以下（ ）の数字は、I C J 勧告的意見における該当パラグラフの番号である。

2 I C J 意見の概要

2025年7月23日、国際司法裁判所（ICJ）は、2023年3月29日に国際連合総会が採択した決議 77/276 において、国際司法裁判所に対して、

(a) 国家は、国家及び現在と将来の世代のために、人為的な温室効果ガス（GHG）の排出によって気候系及び環境のその他の部分の保護を確かなものとするため、どのような国際法上の義務を負うか？

(b) 行為または不作為により気候系・環境のその他の部分に重大な損害を生じさせた場合、下記(i)(ii)との関係で、国家の義務の下での法的帰結はどのようなものか？

(i) 各国（特に、小島嶼開発途上国を含め、地理的状況及び開発レベルのために、気候変動によって被害もしくは特別な影響を受けており、又は気候変動に特に脆弱な国々

(ii) 気候変動の悪影響を受ける現在及び将来の世代の人々・個人

との質問を提出し、ICJは、質問(a)について、気候変動関連条約及び国際慣習法により、国家には環境への深刻な害を防止する義務があり、その内容は民間事業者の活動を規定する義務を含む気候系への重大な害を防止するデューデリジェンスの義務であり、共通だが差異ある責任原則によって日本など気候変動枠組条約附属書国は、温室効果ガスの排出を制限し、温室効果ガスの吸収源(sink)及び貯蔵庫(reservoirs)を強化することにより、気候変動との闘いを主導する追加的義務を負っていること、各国は相互に協力する義務を負っており、パリ協定の締約国は、各国のNDCを合わせることで、地球温暖化を防ぐために世界の平均気温の上昇を工業化前に比べて1.5°C以内に抑えろとの目標を達成できるよう、累次的かつ漸進的な「国が決定する貢献（NDC）」を策定し、目標を達成することができるよう措置を講じる義務などを挙げている。

ICJは、本意見の末尾で、「この結論を述べるにあたって、改めて、地球温暖化による気候変動の影響は深刻かつ広範囲に及び、あらゆる生命体と地球の健康を

脅かす、緊急性のある惑星の存亡にかかる問題」(456)と述べ、「この困難な、そして自ら招いた問題の完全な解決には、法律、科学、経済、その他の人類の知識のあらゆる分野の貢献が必要である。とりわけ、永続的で満足のいく解決策を得るには、個人、社会、政治の各レベルにおいて、人間の意志と叡智が必要である。」とした。

シェルに対する訴訟でハーグ高裁（甲 A 2 8）もまた、気候問題が私たちの時代の最大の問題であることに疑いはない(7.26)と強調していることと通底する。

被告らの上記準備書面に欠けているのは、この排出削減の緊急性の認識であり、気候変動に係る人権を保護するためのデューデリジェンス義務の認識である。

3 気候変動の深刻な影響は、原告らを含む人々の人権を侵害するものであり、国及び多排出事業者には人権を守る義務があること

(1) 人権の享受のために気候保護が必要不可欠であること

I C J 意見は、気候変動は個人の健康権を享受する能力や生活にも脅威を及ぼすもので (379、380)、「気候変動が人権の享有に及ぼす悪影響を考慮し、当裁判所は、気候系およびその他の環境の保護なしには、人権の完全な享受を確保することはできない (403)」ことを確認した。そして、国境を越えた環境被害を防止する義務は国際法の原則であり (272)、このような気候系の保護を含む環境への重大な損害を防止する義務は、Erga Omnes（対世効的な）義務であることを明らかにした (439、440)。

(2) シェルに対するハーグ高裁判決

シェルに対するハーグ高裁判決（甲 A 2 8）も、清浄な環境に対する権利と気候変動の悪影響に対する権利の重要な源として、インド最高裁判所の Ranjitsinh 判決が、インド憲法 21 条の生命と個人の自由に対する権利と第

14条の平等権を指摘し、これらが「清浄な環境に対する権利と気候変動の悪影響に対する権利の重要な源である。」としたことなどを挙げ（甲A28の2・33頁）、「上記から、危険な気候変動からの保護が人権であることに疑いの余地がないことがわかる。国家が危険な気候変動の悪影響から市民を保護する義務を負っていることは世界中で認識されている。」としたうえで、シェルを含む企業も、「危険な気候変動に対抗する措置を講じる責任を負う可能性がある。人権の間接的水平効果の教義はこの目的のために重要である。」と結論づけた（甲A28の2・35頁）。

このことは、日本国および被告らについても同様に考えられるのであって、被告らも危険な気候変動の悪影響から市民を保護する義務を負う。

4 気候変動の文脈における国の法的義務の第1はCO₂排出削減にあり、削減目標を強化し、その実現のための措置をとり、監視することであること

(1) 危険な気候変動の被害を防止する国の第1の義務はCO₂排出削減にあり、それはパリ協定における温度目標「1.5℃」を意味すること

ICJは、国の義務の中心は緩和の義務であり（259）、グラスゴーでのCOP26決定による1.5℃目標が、「パリ協定の下での世界平均気温上昇を抑制するための、締約国が合意した主要な気温目標」と明らかにし（224）、国が定める貢献（NDC）による排出削減目標は、1.5℃目標の実現に貢献するものでなければならない（223、245）とした。各国のNDCは、時間の経過とともに、より厳しいものになる必要がある（241）とも述べている。

緩和措置の実施には、立法、行政手続、執行制度を含む国家制度を整備し、効果的に機能するよう適切に監視することを含み（253、347）、「十分に迅速かつ持続的な温室効果ガスの排出量削減」を実現するための規制措置を講じるべきである（282）とされている。重大な危害のリスクの程度は、相当な注意義務基準の適用において常に重要な要素である（275）。

このように、I C J は、危害が起こりうる可能性が高く、深刻であればあるほど、求められる行動基準はより厳しくなるが、気候変動は最も深刻で重要な危険であるとし、上記義務は、相当の注意を持って行動する（デューデリジェンス）義務であり、その水準は厳しいものであることを強調している。

人為的な気候変動に寄与するさまざまな形態の行為が拡散的で多面的な性質であることは、気候系および環境のその他の部分に対する重大な危害を防止する義務の適用を妨げるものでなく（279）、気候系への被害の防止のための各国の「協力義務は、すべての…国の実質的な義務を補完する重要な要素」であるとしている（301、302）。気候変動は集団的な温度目標を達成する必要がある、その文脈において特別に重要であるからである（305）。

各国パリ協定におけるN D C を評価する基準として「累積的な温室効果ガスの排出量への歴史的寄与度、および当該締約国の開発水準」等が上げられており（247）、G 7 国の一員である日本は、より重い排出削減に関する協力義務を負うものといえる。

（2） 国際慣習法の義務

I C J の本勧告的意見は、各所で国際慣習法に言及している。そして、国のこれらの義務は、気候関連条約上の義務であるとともに、国際慣習法上の義務であり、すべての国の義務であるとしている。

外務省の解説¹によれば、国際慣習法は国際社会のすべての国家を拘束する

¹ 「法というと、通常は文書になっているものを連想しがちですが、国際法では、「国際慣習法」という文書化されていない法が重要な地位を占めています。国際社会においては、国内の議会のような立法機関はなく、国際法の拘束力は国家間の合意によりますが、一定の行為について、国際的な慣行（一般慣行）が多数の国によって法的に義務的又は正当なものとして認められる（法的確信）ときには、国際慣習法が成立し、国際社会のすべての国家を拘束します。」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2003/gaikou/html/topic/top03_05.html

ものである。その義務の不履行の帰結については後述する。

5 大規模排出事業者である被告らの排出削減義務

(1) 民間事業者に対する規制の必要性

国の緩和義務におけるデューデリジェンスの義務には、その管轄下にある公的および民間事業者の活動を規制し、その実施を確保するための効果的な執行・監視メカニズムを伴う必要があり（282、403、427～429）、そこには化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料探査許可の付与、化石燃料補助金を提供することを含まれることが明記されている（427、428）。最大の排出源である被告ら火力発電事業者に対しての規制はいうまでもない。

なお、すべての締約国は、気候変動関連条約で定められた主要な緩和義務の確保に法的利益を有し、他国がその履行を怠った場合、その責任を主張することができる（439-441）とも明記されている。

(2) 企業の人権擁護義務とその履行としての排出削減義務

ハーグ高裁はシェル事件で、化石燃料の消費が気候問題に大きく寄与しており、気候問題に創出に貢献し、それと戦うことに貢献する力をもっているシェルのような企業は、国の規制で明示的に定められていない場合でも、危険な気候変動に対抗するためにCO₂排出を制限する義務を負っており（甲A28の2、7.26）、「シェルのような企業はパリ協定の目標を達成する上で独自の責任を持っている。」とされた（同7.27）。

シェルは、立法者の領域に属すると争ったが、ハーグ高裁は、「CO₂排出を削減するために立法者が講じた措置は、それ自体では網羅的ではない。」「既存の規制から生じる義務は、個々の企業がCO₂排出を削減する社会的注意基準に基づく注意義務を排除しない。」（同7.53）として、シェルの主張を排斥している。

6 義務違反の法的帰結

I C J 意見は、気候システムを温室効果ガスの排出から保護するための適切な保護を取らなかった場合、その国に、帰責性のある国際的な不法行為を構成する可能性があると明記している（427、428）。

原告ら第6準備書面でも指摘したところであるが、パリ協定に基づく各国の「国が決定する貢献」（NDC）は、1.5℃目標の実現に貢献するものでなければならず、その国の最大限の野心を反映すべきものである。即ち、1.5℃目標を実現するためには残余のカーボンバジェットに基づく排出削減の経路をたどるためのデューデリジェンスが尽くされることが求められるのであり、これに反することは、不法行為を構成する可能性がある。

I C J は、国が義務に違反した場合でも、その履行義務は消えず、継続して履行する義務を有することを強調している（446）。排出削減その他の措置や、義務の履行を確保するために再発防止に関する適切な保証を求められる場合もある（448）。

さらに、今回の I C J 意見は、国家の義務違反による被害の現状回復や損害賠償が認められる可能性にも踏み込み（450）、気候変動の文脈において、不法行為を行った各国に対し、それぞれに個別の責任を問うことができ（431）、すべての責任ある国家の責任を主張することなく、単一の国家の責任を主張することが可能とも明記した（431）。そうした追求が日本に向けられることも考えられることになる。

被告らも、1.5℃目標を実現するための排出削減の経路に沿った削減を行うべき注意義務を負っており、この義務を履行しなければ不法行為を構成するというべきである。

7 被告らの行為と原告らの権利利益の侵害との間の因果関係（帰責性）

(1) 被告らの主張

被告らは、被告らからのCO₂の排出と原告ら個々人の被害との間に相当因果関係は認められない（被告8社準備書面18頁）などとして、自身の排出による原告らの権利・利益の侵害に対する帰責性を否定している。

(2) I C J 意見

I C J 意見は、特定の気候の原状または傾向が人為的な気候変動に起因するかどうかについては、科学的証拠によって既に確立されていることを明確にした。因果関係のもう一つの側面である、国家の不法行為または不作為と気候変動から生じる損害との因果関係については、不法な行為と被害を受けた者の損害との間に「十分に、直接的かつ確実な因果関係があること」が必要とする判断基準を維持するとしたが、この基準は、「気候変動という現象に関して生じる課題に対処するのに、「十分に直接的かつ確実な因果関係」の基準は、申し立てられた不法な行為または不作為と主張される損害との間で、十分に柔軟性をもつものと判断している」（436）とし、結論として、I C J は、「国家の不法行為または不作為と気候変動から生じる損害との因果関係は、局所的な汚染源の場合よりも希薄であるものの、このことは、気候変動の文脈において因果関係の特定が不可能であることを意味するものではないとした（438）。

即ち、今回のI C J 意見は、気候変動による損害について、国家の賠償責任を認める扉を開いたものといえる。

I C J は「民間事業者の行為は国家に帰属しない」との主張を退けるについて、国連総会の質問(a)に対する国家の義務には、デューデリジェンスの問題として民間主体の活動を規制する国家の義務が含まれ、この文脈における帰属として、「その管轄下の民間事業者による排出量を制限するために必要な規制措置や立法措置を講じなかった場合、その国は責任を負う可能性がある。」と明記している（428）。

(3) ハム上級裁判所判決

ペルーの農民・山岳ガイドがドイツ最大の電力供給企業であるRWE社に対して起こした訴訟についての2025年5月28日ハム上級裁判所判決（甲A29。以下「ハム上級裁判所判決」という）は、RWE社が発電所の操業を通じて温室効果ガスを大気中に排出し、その排出は温室効果ガスの全体的な濃度を高め、地球温暖化を促進し、その結果、パルカコチャ湖の上空にある氷河の融解が加速し、湖の水量が危険なレベルまで上昇し、壊滅的な氾濫の危険性が高まる、との原告の主張を認め、壊滅的な氾濫の危険性が高まるとの「最終的な」自然現象は偶然に起こるものではなく、大気物理学の法則に従って予想されるものであり、この流れにおいて、被告は間接的な不法行為者に過ぎないが、人為的な温室効果ガスの排出が地球温暖化とそれに伴う結果をもたらすことは、エネルギー生産者の役割を担う最適な観察者にとって、1960年代半ばにはすでに予見可能であったなどとして、被告の累積的排出行為と、原告の所有権侵害の危険との間に因果関係を認めた。

ハム上級裁判所判決は、結論的には、麓の町に住む原告の所有地への将来的な差し迫った危険について原告が立証に成功していないとして請求を棄却したが、同判決は、被告が大気中に数億トンものCO₂が不可避免的に放出することによって利益を得ていることを指摘し、石炭火力発電所の大型産業事業者として科学的・法的専門知識を有する企業であることから、法的利益の侵害リスクを評価し制御する（少なくとも一定程度の）能力を有していたのであり、従って、同社が第三者の法的利益を危険にさらすリスクを実際に負った場合、そのリスクを負った責任も負うことになる旨判示した。

同事件において、被告は、自社（及び子会社）からの排出は、全産業部門の二酸化炭素排出量の約0.38%を占める割合に過ぎないと主張し、裁判所も、世界全体の二酸化炭素排出量に占める産業由来の二酸化炭素排出量の割合等を踏まえて、被告の全世界のCO₂排出量に占める割合は0.24%未満としたが、ハム上級裁判所判決は、帰責性で重要なのは他の排出源との比較で評

価すべきであり、他の多排出事業者や他の一国の排出量との比較等からしても、被告の排出量は、決して低い割合ではない、とした。

なお、同判決は、RWEが多数の産業排出者のうちの一人であり、妨害者のなかの一人にすぎない、ということは、原告が被告だけを行為妨害者として請求することを妨げるものではないという旨も判示した。これは、I C Jも同様の判断を示しているところである。

被告J E R Aによれば、被告J E R AのCO₂排出量は世界全体の0.37%であり、RWE社に匹敵するものであるが、このような排出量からすれば、ハム上級裁判所判決が判示するように、帰責要件は十分に満たされるというべきである。

8 被告らの主張に対する再反論

(1) 被告らの主張

被告らの反論は、(1)原告らの気候変動の影響から保護される権利利益を否定するにあたって、権利・利益侵害の個別性、具体性がない、(2)被告らには排出削減義務がない、(3)被告らの排出は微少であって、気候変動影響や原告らの被害との因果関係を否認する、というものである。

これらについて、本書面で述べた通り既にI C Jの意見等は回答を与えているというべきであるが、以下に若干補足する。

なお、詳細な反論は追って行う予定である。

(2) 原告らの被害の具体性を欠くとの反論について

被告らは、原告らの主張する被害に「具体的危険性がない」と繰り返している。被告らも強調するように、気候変動は地球規模の問題であり、その影響はすべての人に及びうるものであり、現在既に深刻であるだけでなく、今後、さらに深刻になることが科学的に疑う余地がないことが、I C Jの今回の意見の

基本的認識である。上述の通り、I C J 意見は、人権の享受のために気候保護が必要不可欠であることを示している。

ドイツの憲法裁判所が述べたように、多くの人が同様の被害にあうからといって、原告らの被害が否定されるわけではない。モンタナ州裁判所判決は、原告ら若者の被害は具体的であると判示している。

被告らのこのような主張は、被告らに、危険な気候変動に対する十分な対策をとる意思がないことを示すものであることをも、I C J は明らかにしたものであるべきである。

(3) 被告らの排出削減義務

国家の大規模排出事業者の行動の規制義務に関しては既に上述したとおりである。デューデリジェンスを尽くした削減計画とその実施が行われないうとき、国の規制義務違反とともに、民間事業者もまた、義務違反が問われ、不法行為を構成することになる。

日本のCO₂排出量の約4割を占める発電部門からの排出は、他のどのセクターよりも早期に優先的に排出実質ゼロとすべきことが求められているところ（被告らはこのことも争うようであるが）、公表されている現在の被告らの削減計画とその実現のための対策はこれらの要件を満たしておらず、既に不法行為というべき状態にあるため、原告らは本訴を提起したものである。

本件訴訟は損害賠償を求める訴訟ではなく、被告らの削減義務の履行を求めるものである。この点、I C J 意見は、損害の有無にかかわらず、違法行為の停止義務、再発防止義務を認めている（445）。

(4) 被告らの行為と原告らの権利利益の侵害との間の因果関係（帰責性）を欠くとの主張について

上述の通り、ハム上級裁判所判決は、特定の民間事業者のCO₂排出量が、全世界のCO₂排出量の0.24～0.38%に過ぎなくても、これは比較の観点から決して低いものではなく、CO₂を放出することによって利益を得て

いることや、石炭火力発電所の大型産業事業者として科学的・法的専門知識を有する企業であって法的利益の侵害リスクを評価し制御する能力を有している者については、その責任を負いうることと判示した。

仮に被告らの排出量が、被告ら単体でみれば全世界のCO₂排出量のうちの限られた割合であったとしても、その責任が免責されることはないというべきである。

9 被告らが求釈明への回答を拒否していることについて

また、被告らは、原告らのその他の求釈明に対する回答の必要性がない（被告8社準備書面18頁）などとして回答を拒否する。

しかし、原告らの本訴における請求は、IPCC第6次評価報告統合報告書が示し、COP28で確認された、2019年度比での2030年度及び2035年度における排出削減を求めるものであり、被告らの計画は2013年度の排出量比によるものである。原告らが釈明を求めている被告らの2013年度及び2019年度の排出量とその算定根拠、対象に関する情報、被告らの削減計画、さらに今後の排出量の推移に係る情報は、被告らの削減計画と原告ら求める請求とを対比し、被告らの目標の妥当性及びその実施状況を評価すること、すなわち、不法行為の成否の判断にとって不可欠の基礎となる事実についての情報である。

そして、これらは被告らにとっては容易に回答が可能な内容である。

原告は可能な限り、根拠を示し、釈明を求めたものであるが、その回答を拒否するという態度自体、被告らの削減計画が不十分であり、十分な削減対策を立てることができていないことを自認するに他ならない。被告は、原告の主張する被告らの2013年度及び2019年度の排出量及び削減目標を否認するのであれば、自らの実情を明らかにすべきである。これをしない以上は、実質的には原告らの主張を否定することができないものと評価せざるを得ないというべきである。

以上